

令和4年度山形県肥料コスト低減技術導入支援費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、土壌分析や堆肥等の利用拡大を通じた化学肥料低減の取組みを促進するため、山形県肥料コスト低減技術導入支援事業実施要領（令和4年10月19日付け農技第512号。以下「実施要領」という。）の第3に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施要領の第2に規定する事業内容を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(交付の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分並びに当該区分ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 事業実施主体は、この補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の国、県又は市町村の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画（実施要領別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第1号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は30%を超える減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第2号）に前条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業（技術講習会等開催事業を除く。この号において同じ。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適切である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第5号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のないものについては、入札等に参加させてはならない。
 - (3) 補助対象経費により取得した機械（以下「取得財産等」という。）については、本補助事業名及び事業実施主体名を表記するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (4) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第8条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかななければならない。
 - (5) 処分制限財産については、財産管理台帳（別記様式第6号）を備え付けておかななければならない。

（状況報告）

第5条 規則第12条の規定による補助事業遂行状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業遂行状況調書（別記様式第7号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第8号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第1号）
 - (3) 事業実施に伴う証拠書類（通帳、領収書等）の写し及び事業の実施状況写真
- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを

返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第7条 補助金は、交付すべき額が補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条第2号の知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械とし、同条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）とする。

2 事業実施主体は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第11号）に理由書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の提出)

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類の提出先は、山形県農林水産部農業技術環境課とする。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助金の額
1 肥料コスト低減技術（機械）導入事業	農業者等が行う肥料コスト低減技術の導入に必要な土壌分析機、堆肥散布機及び局所施肥機等の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内
2 広域土壌分析、肥料利活用体制整備事業		
(1) 技術講習会等開催事業	農業協同組合、地域協議会等が広域的に取り組む肥料コスト低減技術の導入に必要な技術講習会等の開催に要する次の経費 謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、物品購入費（単価5万円以下の資機材の購入に限る。）、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額
(2) 機械導入事業	農業協同組合、地域協議会等が広域的に取り組む肥料コスト低減技術の導入に必要な土壌分析機、大型堆肥散布機等の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内